特定非営利活動法人　水戸梅染めPlus定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人水戸梅染めPlusという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、県内外の市民に対して、水戸市の市木・茨城県の県木として歴史的に深い背景と繋がりを持つ梅の木を活用した梅染め・梅細工の展示やワークショップの開催を通して、偕楽園・弘道館をはじめとする歴史と伝統のある水戸の魅力を広く発信し、地域の活性化に寄与することを目的に活動する。

併せて、廃棄される梅及び草木類を活用し、新たな価値を引き出すサスティナブルな活動ーＳＤＧｓの推進を図るとともに、ものづくりを通して、世代、国籍を問わず、多くの人々が笑顔で触れ合える社会の実現に寄与する。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動
(2) まちづくりの推進を図る活動
(3) 観光の振興を図る活動
(4) 環境の保全を図る活動
(5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(6) 国際協力の活動

（事業）

第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業
　①　梅及び水戸に縁のある草木類の再活用を通じたＳＤＧｓ推進事業
　②　梅染めを通じて日本文化及び「和の心」を水戸から発信する事業
　③　梅染め・梅細工製品の研究、開発、展示及び普及事業
　④　梅染めの持つ温雅な風合いを生かし、人々の心に安らぎをもたらす事業
(2)　その他の事業
　①　梅染め・梅細工など、茨城・水戸の魅力を発信する工芸品の製作と販売

２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して３年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　３人～５人

(2)　監事　１人～２人

２　理事のうち、１人を理事長、２人を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査す ること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令上若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第 20 条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）

第 21 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第 22 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 23 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更

(5)　事業報告及び決算

(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)　入会金及び会費の額

(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9)　事務局の組織及び運営

(10)　その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第 25 条　総会は、第 24 条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、第 24 条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第 27 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 28 条　総会における議決事項は、第 25 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第 29 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第２項、第 30 条第１項第２号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 30 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 32 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 33 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第 15 条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 34 条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、第 33 条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の７日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 35 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第 36 条　理事会における議決事項は、第 34 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第36条第２項及び第38条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立の時の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の区分）

第40条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（会計の区分）
第 43 条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）
第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第 46 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第 47 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第 48 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第 49 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

（臨機の措置）
第 50 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 51 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の２分の１以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所

の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
(10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第52条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の５分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条　この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会の議決において決定したものに譲渡するものとする。

（合併）

第54条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第55条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	林　　和男
副理事長	五十嵐　蓮
同	髙木　昌宏
理事	富田　敬子
同	檜崎　ひろ子
監事	永島　秀明

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年３月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和１０年３月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員	入会金	０円
		会　費	２，０００円（１年間分）
(2)	賛助会員	入会金	０円
		会　費	１０，０００円（１年間分）

役 員 名 簿

特定非営利活動法人水戸梅染め Plus

役職名	氏 名	住所または居所	報酬の有無
理事長	林　和男		無
副理事長	五十嵐　蓮		無
副理事長	髙木　昌宏		無
理事	富田　敬子		無
理事	檜﨑　ひろ子		無
監事	永島　秀明		無

設 立 趣 旨 書

令和８年６月２８日

特定非営利活動法人水戸梅染め Plus
設立代表者　住所
氏名　林　　和男

１　趣　旨

水戸市は日本有数の梅の名所、偕楽園を有しており、多くの観梅客を集める観光資源がある。しかし、現時点では、梅の木の活用は、「観賞」（観梅＝うめまつり）や「食品」（梅の味を生かした料理や菓子、漬物など）の利用にとどまり、その以外の活用や地域産業への波及は十分とはいえない。

そこで、私たちは、令和２年に任意団体「水戸の梅染めの明日を考える会」を設立し、剪定・倒木・老木などで廃棄される梅の木を活用した「梅染め」を手立てとして、本県の魅力を発信し、地域の活性化に資することを目的に、梅染めのワークショップ（体験活動・講座）や展示会を継続的に開催している。

本会は、これまで、水戸市内の学校（保育園・特別支援学校・高等学校・大学など）や市民センターにおいて、梅染めのワークショップを数多く開いてきた。今後は、高齢者・障がい者・外国人の方々にも梅染めの魅力をより広く伝えるとともに、ものづくりの楽しさをともにわかちあう機会と場を設定する団体として社会に貢献していきたい。

現在、本会の梅染め活動は、行政（展示会の後援許可など）や、学校（教育活動として認知）などから一定の理解を得られているが、ボランティアとして活動をしているので、梅染めに必要な材料・用具の購入に必要な資金は、会員による寄付にとどまっている。また、任意団体ということで、社会的な信用も十分に得られないため、活動するための資金（寄付金）を集めにくいというのが現状である。

そこで、本会を特定非営利活動法人化することにより、社会的信用も増すことが期待でき、さらに、梅染めの製品を開発・販売によって得られる利益を必要な経費に充てることで、持続的に梅染め活動を展開できると考えた。

法人化によって、(1) 社会教育の推進を図る活動、(2) まちづくりの推進を図る活動、(3) 観光の振興を図る活動、(4) 環境の保全を図る活動、(5) 伝統文化を継承し、次の世代に伝える活動、(6) 国際協力活動など、梅染めが単なる文化活動にとどまらず、より広い視野に立って活動することにより、梅染めを通して広く社会に貢献することを目指していきたい。

２　申請に至るまでの経緯

（１）　任意団体「水戸の梅染めの明日を考える会」としての活動

〔令和２年度〕

令和２年１月　水戸市役所　水戸市市民協働会議室　専門分野研究会
「水戸ならではの工芸品を模索する～偕楽園で育まれた樹木から」発表
令和２年３月　茨城新聞ひと･まち情報館　梅染め作品の展示会
令和２年 10 月　水戸第二高等学校　環境科学フォーラム(梅染めと環境)助言者
令和２年 12 月　草木染め専門家講師による梅染め研修会(3団体合同)
令和３年２月　茨城新聞ひと･まち情報館　梅染め展示会(3 月 12 日まで)
令和３年３月　偕楽園公園うめまつり　梅大使へ梅染め生地のマスク贈呈

〔令和３年度〕
令和３年７月　智学館中等教育学校出前授業　SDGs 解説と梅染め実習
令和３年 10 月　水戸第二高等学校　　環境科学フォーラム梅染めと環境・SDGs 活動の紹介
令和４年３月　茨城新聞ひと・まち情報館　梅染め作品の展示会
令和４年３月　偕楽園公園うめまつり　梅大使へ梅染めハンカチ贈呈

〔令和４年度〕
令和４年５月　智学館中等教育学校出前授業　SDGs 解説と梅染め実習
令和４年７月　「偕楽園の梅」を使った梅染めワークショップ（県土木部主催）講師
令和４年７月　次世代エキスパート育成事業（水戸総研主催）梅染めワークショプ（1年目）
以後令和６年まで毎年開催
令和４年７月　「梅染めをデザインする」 文化デザイナー学院　梅染め講習会
令和４年 12 月　寿女性会　梅染め体験ワークショップ
令和５年１月　常磐大学小関ゼミ学生　海を渡る梅染め～フィリピンに向けて　梅染め講習
令和５年３月　茨城新聞ひと・まち情報館　梅染め作品の展示会
令和５年３月　偕楽園公園うめまつり　梅大使へ梅染めハンカチ贈呈

〔令和５年度〕
令和５年４月　河和田いきいきサロン梅染体験ワークショップ
令和５年５月　智学館中等教育学校出前授業　SDGs 解説と梅染め実習
令和５年7月　次世代エキスパート育成事業（水戸総研主催）梅染めワークショプ（2 年目）
令和５年８月　「偕楽園の梅」を使った梅染めワークショップ開催（茨城県土木部主催）
令和６年 1月　堀原市民センター梅染め講座
令和６年３月　茨城新聞ひと・まち情報館　梅染め作品の展示会
令和６年３月　偕楽園公園うめまつり　梅大使へ梅染めハンカチ贈呈

〔令和６年度〕
令和６年５月　水戸まちなかフェステイバル　梅染め体験ワークショップ・展示
令和６年５月　わかな保育園梅染めワークショップ
令和６年６月　智学館中等教育学校出前授業　SDGs 解説と梅染め実習
令和６年７月　常磐大小関ゼミ学生　梅染め講習（フィリピン交流プロジェクト準備）
令和６年７月　次世代エキスパート育成事業（水戸総研主催）梅染めワークショップ（3 年目）
令和６年８月　「偕楽園の梅」を使った梅染め・梅細工ワークショップ開催（茨城県土木部主催）
令和６年 10 月　水戸特別支援学校出前授業　梅染め体験
令和６年 10 月　水戸ユネスコ協会 SDGs 解説と梅染め体験
令和７年１月　ビーバースカウト水戸第２団　梅染め体験
令和７年３月　偕楽園公園うめまつり　梅大使へ梅染めハンカチ贈呈

〔令和７年度〕
令和７年５月　水戸まちなかフェステイバル　梅染めの紹介・ワークショップ
令和７年５月　智学館中等教育学校出前授業　SDGs 解説と梅染め実習
令和７年６月　わかな保育園梅染めワークショップ
令和７年８月　「偕楽園の梅」を使った梅染め・竹琴演奏ワークショップ（茨城県土木部主催）
令和７年９月　常陸太田 JA 婦人部　梅染め体験ワークショップ
令和７年 10 月　水戸特別支援学校出前授業　梅染め体験

令和８年２月　偕楽園公園センター展示室「私たちの考えた梅染め」展
令和８年３月　常磐大小関ゼミ学生　梅染め講習
令和８年３月　偕楽園公園センター展示室梅染め展・関連ワークショップ
令和８年３月　偕楽園公園うめまつり　梅大使へ梅染めハンカチ贈呈

〔令和８年度〕
令和８年５月　水戸まちなかフェスティバル梅染めワークショップ
令和８年５月　着物を着て梅染めワークショップ
令和８年６月　わかな保育園親子梅染めワークショップ
令和８年７月　水戸視聴覚障害者協会梅染めワークショップ
令和８年７月　クエスト茨城留学生研修梅染めワークショップ・交流（茨城県国際交流協会主催）
令和８年８月　偕楽園の梅の木を用いた梅染めワークショップ（茨城県土木部主催）
令和８年９月　東洋英和女学院小学部５年児童梅染めワークショップ
令和８年10月　茨城県立水戸特別支援学校生徒梅染めワークショップ

〔特定非営利法人設立のための準備〕
令和７年10月30日　特定非営利活動法人に向けての研究会
令和８年１月21日　特定非営利活動法人成立準備会開催

様式(法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人水戸梅染めPlus

1 事業実施の方針
・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
・本法人の事業をより多くの市民に知っていただくためにホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項
(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
①梅及び水戸に縁のある草木類の再活用を通じたSDGs推進事業	・「青少年のための科学の祭典」で、参加者が梅染め体験を通して、自然環境の保全の大切さを気付かせる。	(A)令和8年11月15日 10時～16時 (B)北茨城市民ふれあいセンター (C)3人	(D)小・中・高校生及び一般 (E)50人	25
	・水戸市内の梅栽培農家等から廃棄予定の剪定枝を譲り受け、梅染め等に再活用するための準備を行う。	(A)令和8年12月～1月 (B)水戸市内梅栽培農家・協力者 (C)3人	(D)水戸梅染めPlus会員 (E) ―	30
②梅染めを通じて日本文化及び「和の心」を水戸から発信する事業	・水戸国際音楽祭関連イベント～フェスティバルに梅染め作品を展示し、伝統に基く和の心を広く紹介する。	(A)令和8年10月18日 12時～19時 (B)偕楽園公園好文テラス (C)6人	(D)一般 (E)300人	20
③梅染め・梅細工製品の研究、開発、展示、販売及び普及事業	・梅染めの展覧会を通じて、梅染めや梅細工の伝統を継承し、新たな製品や技術を展示・紹介する。	(A)令和9年2月 16日～20日 10時～16時 (B)偕楽園公園センター展示室 (C)18人	(D)一般 (E)500人	50
④ 梅染めの持つ温雅な風合いを生かし、人々の心に安らぎをもたらす事業	・梅染めのワークショップを通して、梅色の風合いを楽しみ、作品を実際に身に付けることで、日々の暮らしに彩りを添える。	(A)令和9年1月 10時～12時 (B)笠原市民センター (C)3人	(D)一般 (E)15人	24

(2) その他の事業

①梅染め・梅細工など、茨城・水戸の魅力を発信する工芸品の製作と販売	・水戸国際音楽祭関連イベントに出展し、梅染め作品の展示・販売を通じて、水戸の地域資源の魅力を発信する。	(A)令和8年10月18日 12時～19時 (B)偕楽園公園好文テラス (C)6人	(D)一般 (E)50人	41

様式(法第10条第1項第7号関係「翌年度の事業計画書」)

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人水戸梅染めPlus

1　事業実施の方針

・設立以後の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
・事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

2　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
①梅及び水戸に縁のある草木類の再活用を通じたSDGs推進事業	・梅の剪定枝を活用した梅染めワークショップを通して、親子がものづくりの楽しさや地域資源を大切にする意識を身につける。	(A)令和9年6月11 日 10時～12時 (B)水戸市森林公園 (C)6人	(D)わかな保育園 (E)30人	20
	・梅の剪定枝を材料にして染める「梅染め」のワークショップを通してSDGs活動へ理解を深めるとともに梅染めの魅力を体感してもらう。	(A)令和9年10月 10時～12時 (B)茨城県立水戸特別支援学校 (C)4人	(D)茨城立水戸特別支援学校生徒 (E)16人	15
	・「青少年のための科学の祭典」で、参加者が梅染め体験を通して、自然環境の保全の大切さを気付かせる。	(A)令和9年11月 10時～16時 (B)北茨城市民ふれあいセンター (C)3人	(D)小・中・高校生及び一般 (E)50人	20
	水戸市内の梅栽培農家等から廃棄予定の剪定枝を譲り受け、梅染め等に再活用するための準備を行う。	(A)令和9年12月 (B)水戸市内梅栽培農家・協力者 (C)3人	(D)水戸梅染めPlus会員 (E) ー	30
②梅染めを通じて日本文化及び「和の心」を水戸から発信する事業	・「水戸まちなかフェスティバル」で梅染め体験・展示を実施し、水戸ならではの魅力を発信する。	(A)令和9年5月1日 10時～ 16時 (B)水戸市国道50号線上特設会場 (C)12人	(D)一般 (E)100人	30
	・「梅染め」のワークショップを通して、偕楽園と梅にまつわる歴史や日本文化を学ぶとともに、梅染めの魅力を体感してもらう。	(A)令和9年8月1日　10時～16時 (B)偕楽園公園センター (C)10人	(D)一般 (E)40人	24
	・水戸国際音楽祭関連イベント～フェスティバルに梅染め作品を展示し、伝統に基ずく「和の心」を広く紹介する。	(A)令和9年10月 12時～19時 (B)偕楽園公園好文テラス (C)6人	(D)一般 (E)300人	20
③梅染め・梅細工製品の研究、開発、展示、販売及び普及事業	・梅染めの展覧会を通じて、梅染めや梅細工の伝統を継承し、新たな製品や技術を展示・紹介する。	(A)令和10年2月 10時～16時 (B)偕楽園公園センター展示室 (C)18人	(D)一般 (E)500人	45

④ 梅染めの持つ温雅な風合いを生かし、人々の心に安らぎをもたらす事業	・梅染めのワークショップを通して、梅色の風合いを楽しみ、作品を実際に身に付けることで、日々の暮らしに彩りを添える。	(A)令和10年1月 (B)緑岡市民センター ©2人	(D)一般 (E)10人	30

(2) その他の事業

①梅染め・梅細工など、茨城・水戸の魅力を発信する工芸品の製作と販売	・水戸国際音楽祭関連イベントに出展し、梅染め作品の展示・販売を通じて、水戸の地域資源の魅力を発信する。	(A)令和9年10月 (B)偕楽園公園好文テラス (C)6人	(D)一般 (E)50人	55

様式例・記載例（法第10条第１項第８号「設立当初の事業年度の活動予算書」（定款にその他の事業が掲げられている場合））

設立当初の事業年度　活動予算書

法人成立の日から令和9年31日まで

特定非営利活動法人水戸梅染めPlus

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	36,000		36,000
賛助会員受取会費			
2.受取寄附金			
受取寄附金	30,000		30,000
3.受取助成金等			
受取民間助成金			
4.事業収益			
梅染め講座事業収益		102,000	102,000
梅染め製品販売収益		40,000	40,000
5.その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	66,000	142,000	208,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	50,000	12,000	62,000
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
保険料	7,000		7,000
人件費計	57,000	12,000	69,000
(2) その他経費			
会議費	6,000	2,000	8,000
旅費交通費	18,000	4,000	22,000
消耗品費	40,000	15,000	55,000
賃貸料	16,000	4,000	20,000
光熱水道費	5,000	2,000	7,000
印刷費	7,000	2,000	9,000
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	92,000	29,000	121,000
事業費計	149,000	41,000	190,000
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費	4,000	2,000	6,000
旅費交通費	2,000	1,000	3,000
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	6,000	3,000	9,000
管理費計	6,000	3,000	9,000
経常費用計			199,000
当期経常増減額			9,000
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1.過年度損益修正損			
経常外費用計			
経費区分振替額			
当期正味財産増減額			9,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			9,000

様式例・記載例（法第10条第１項第８号「翌事業年度の活動予算書」（定款にその他の事業が掲げられている場合））

令和9年度　活動予算書

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

特定非営利活動法人水戸梅染めPlus

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	36,000		36,000
2.受取寄附金			
受取寄附金	50,000		50,000
3.受取助成金等			
受取民間助成金			
4.事業収益			
梅染め講座事業収益		160,000	160,000
梅染め製品販売事業		70,000	70,000
5.その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	86,000	230,000	316,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	105,000	24,000	129,000
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
保険料	7,000		7,000
人件費計	112,000	24,000	136,000
(2) その他経費			
会議費	8,000		8,000
旅費交通費	20,000	5,000	25,000
消耗品費	70,000	20,000	90,000
賃借料	16,000	4,000	20,000
光熱水道費	8,000	2,000	10,000
減価償却費			
支払利息			
……			
その他経費計	122,000	31,000	153,000
事業費計	234,000	55,000	289,000
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費	6,000	2,000	8,000
旅費交通費	4,000	1,000	5,000
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	10,000	3,000	13,000
管理費計	10,000	3,000	13,000
経常費用計	244,000	58,000	302,000
当期経常増減額			14,000
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益			0
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1.過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額			14,000
前期繰越正味財産額			9,000
次期繰越正味財産額			23,000